

デジタル臨時行政調査会（第 7 回）における意見

2023 年 5 月 30 日

宍戸 常寿

当調査会の今後の検討課題について、以下のとおり意見を述べる。

1. 検討課題すべてを通じて、G 7 広島首脳会合及び高崎デジタル・技術大臣会合において強調された、「民主的価値及び法の支配」へのコミットメントが貫かれるべきである。

上記コミットメントは、イノベーションや改革の障害などではなく、官民を通じてデジタル改革を加速・実現するための適切なガバナンスの指針であり、日本における取組が諸外国との相互運用可能性を確保するための前提条件でもある。

官民を通じたデータ流通とデジタル完結が進めば、迅速で効果的なサービスや行政事務の遂行が可能となる反面、そこでの誤りや差別の影響も大きくなる。そこで、本調査会や部会、関係省庁での各検討において、公平性・包摂性等の民主的価値、自由・正義・公正といった法の支配の要請を常に意識し、信頼性のある自由なデータ流通や人間中心の A I 原則を実現していくべきことを強調したい。

2. 国・地方のデジタル関係の基盤構築については、第 1 回会合で述べたとおり、「分権か集権か」の二項対立ではなく、住民である個人の視点に立って、基礎自治体・広域自治体・国の役割配分を見直し、とりわけ自治の拡充・実現に役に立つデジタル基盤の提供が国の役割であることを、地方自治法等で明確化すべきである。

基盤構築における国と地方の協働のあり方、とりわけ地方にとって使いやすく、現場の声・知恵を吸い上げる P D C A サイクルについても、検討すべきである。

なおこれらの点は、既に当調査会の議論を踏まえて地方制度調査会でも検討を進めており、それとの有機的な連携が重要である。

3. 行政手続について申請や通知のデジタル完結に向けた取組は進んでいるが、本体となる処分等についての決定それ自体ないし補助手段としての A I のあり方まで考えなければ、真の意味での「デジタル完結」ではない。

この点、A I に関して損害が生じた場合の責任制度の検討は、当調査会が掲げるデジタル原則、とりわけアジャイルガバナンス原則を実装する上で不可欠であり、政府全体で早急に進めていくべきである。加えて、物理的な損害にとどまらず、自動決定による差別等の社会的問題やそのリスクを適切に管理するガバナンス・監査の仕組みなどについても、検討のアクションプランに載せていくべきである。

以上